

第5章

個別施策の展開

Ⅰ 子育ての豊かさと楽しさの発見

方針1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援

施策の方向(1) 多様な保育の場づくり

事業

- | | | |
|---------------------|---|------|
| ①保育園 | } | p.58 |
| ②認定こども園 | | |
| ③小規模保育 | | |
| ④家庭的保育(保育ママ) | } | p.59 |
| ⑤事業所内保育 | | |
| ⑥幼児園 | | |
| ⑦学童クラブ(放課後児童健全育成事業) | } | p.60 |
| ⑧市立幼稚園 | | |
| ⑨私立幼稚園 | | |
| ⑩延長保育 | } | p.61 |
| ⑪病児・病後児保育 | | |
| ⑫ファミリー・サポート・センター事業 | | |
| ⑬トワイライトステイ | } | p.61 |
| ⑭ショートステイ | | |
| ⑮一時保育 | | |
| ⑯休日保育 | } | |
| ⑰夜間保育 | | |

施策の方向(2) 保育の質の向上

事業

- | | | |
|--------------|---|------|
| ①第三者評価の実施 | } | p.62 |
| ②保育園の機能の充実 | | |
| ③保育士の研修・交流など | | |

施策の方向(3) 地域の子育て支援拠点の強化

事業

- | | | |
|--------------------|---|------|
| ①地域子ども家庭支援センター | } | p.63 |
| ②子育てひろば | | |
| ③児童館 | } | p.64 |
| ④放課後子ども教室「ひのっち」 | | |
| ⑤駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」 | } | p.65 |
| | | |

第5章 個別施策の展開

I－方針1)

(1) 多様な保育の場づくり



施策の方向（1）多様な保育の場づくり

様々なライフスタイルに応じて保育ニーズも多様化し、需要も高く推移しています。日野市では、待機児童の解消を目指して新たな保育所・分園の開設や定員増などに努めてきました。将来的には、子どもの人口減少が想定されていますが、社会状況の変化に伴う女性の就業率の上昇や転入者の増加などにより保育利用率は増加し続けています。

引き続き多様な実施主体の協力を得ながら、認定こども園、保育所などの開設や定員増に取り組むとともに、延長保育、ショートステイやトワイライトステイなどの一時預かり事業、病児・病後児保育事業などニーズ量を見極めながら、多様な保育ニーズに対応していきます。

加えて、小学生を育成する学童クラブにおいても、保育需要に比例して利用率が増加しています。学齢期の子どもの成長は、体格差や発達の個体差が大きいため、受入体制を整えるとともに、必要とする児童が利用できるよう、環境を整える必要があります。

働き続けることを希望する人が、仕事と出産・子育てを共に選択できる社会の実現に向けて、仕事と子育ての両立を支援するため、多様なニーズに対応する保育サービスや学齢期の放課後をしっかりと支えていきます。

事業	内容	方向性	担当課
① 保 育 園	■公立11園、私立25園、認証保育所8園で、保護者の労働又は疾病その他の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な未就学児の保育を実施。	■ニーズ量調査の結果を踏まえ、民間活力や国・都の補助制度を活用して計画的に整備を進めていく。 ■計画については毎年度見直しを行い、保育需要の動向や市の財政状況のバランスを取りながら待機児童の解消を推進する。	保 育 課
② 認 定 こ ども 園	■保護者の就労状況等に関わらず、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設。 ■保護者の就労状況等に関わりなく、3～5歳の子どもが教育・保育を一緒に受けられるため保護者の多様なニーズに対応することができる。	■市内で認定こども園は「幼稚園型」の1園のみだが、幼保連携型認定こども園等の新たな枠組みの認定こども園についても、国・都の動向や私立幼稚園の意向等を見極めつつ開設を検討していく。	保 育 課
③ 小 規 模 保 育	■平成27年度から市町村の認可事業として開始された事業。 ■0～2歳児を対象とし、19人以下の少人数の単位で、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。 ■3歳以降も保育を希望する場合の円滑な利用を図るための連携施設を設定し、就学前まで継続して保育が受けられるように保証していく。	■平成27年4月に2か所開設し、保育需要に対応していく。 ■今後の開設には、卒園後の受け皿となる連携施設の設定が課題になると考えられるため、日野市全体の保育需要の正確な把握に努め、あり方を検討する。	保 育 課

第5章 個別施策の展開
I－方針1)
(1) 多様な保育の場づくり

事業	内容	方向性	担当課
④ 家庭的保育 (保育ママ)	■家庭的な雰囲気のもと、0～2歳児の少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う。 ■日野市では、保育士、教諭、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有する者を要件とし、良質な保育を提供している。	■現在の事業を継続していくが、今後の東京都の家庭的保育事業制度の動向や、子ども・子育て支援新制度の動向を見極めながら検討を行っていく。	保育課
⑤ 事業所内保育	■事業所その他の様々なスペースで、主に企業の従業員の子どもの預かる施設だが、一定割合の地域の子どもの受け入れることとし、一緒に保育を行う事業。	■市内事業所の意向や保護者のニーズ等を踏まえながら方向性を検討していく。	保育課
⑥ 幼稚園	■平成17年度から、市立あさひがおか保育園と市立第七幼稚園が共通のカリキュラムにより遊び・生活する活動を行っている。 ■同じ地域に住む子どもたちが保護者の就労に左右されず、共通の理念で共に育つことを目指して開設された。	■幼稚園事業を継続し、保護者との交流・行事等を通して地域とのつながりを深めながら充実を図っていく。	保育課
⑦ 学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	■就労等の事由により、放課後等の時間、家庭に保護者(養育者)がいない児童を預かり、育成する事業。 ■対象：小学校1～3年生 (ただし、障害児は4年生まで)。 ■事業概要 ①施設数(平成27年3月時点) 36か所(1施設内に2か所の学童クラブを設置している場合を含む)。 ②育成日 月曜日から土曜日まで(祝祭日・年末年始を除く) 通年利用コースと三季休業利用コースの選択制(平成27年度より) ③育成時間(平成26年度現在) ・通常 下校時～18時30分 ※17時45分以降の利用は事前申込みと別途費用が必要。 ・学校休業日 8時30分～17時45分 ※土曜日、三季休業期間等。	■学童クラブの利用児童数は近年増加傾向にあり、平成26年4月1日現在の登録児童数は1,687人となり、対象児童人口の約37%が登録されている。働く女性の増加等により、今後も学童クラブを必要とする児童は増えていく。引き続き、子どもの発達や成長、自立の状況に応じて、学童クラブを必要とする児童をできる限り受け入れていく。 ■子どもたちの放課後の居場所として、児童館、学童クラブ、ひのちの3つでしっかりと支えることができるよう、各事業との連携を図っていく。 ■運営形態については、安全性・安定性・利用者の利便性及びコストの観点から、民間活力の導入も含め、幅広い視点から検討を行い、子育て支援を充実する。 ■利用者ニーズの高い育成時間の拡大について、検討を進める。	子育て課



第5章 個別施策の展開

I－方針1)

(1) 多様な保育の場づくり

事業	内容	方向性	担当課
⑧ 市立幼稚園	■生きる力の基礎を培う幼児教育、幼保小連携教育、特別支援教育を柱として就学前教育に取り組み、子供の健やかな成長を育む事業。 ■対象：4歳児・5歳児 ■事業概要 ①施設数（平成27年3月時点）5園 ②保育時間 月～金 9時～14時 （水曜日は11時半まで）	■幼稚園公開や職員の研修を通じて他の幼児機関と連携を図っていく。 ■平成28年度末に幼稚園統合による第三幼稚園の廃園を予定している。さらなる幼稚園の適正配置については第三幼稚園の廃園による影響を考慮しながら引き続き検討していく。	学 校 課
⑨ 私立幼稚園	■市内に10園が設置されており、2,000人以上の児童が在籍している。 ■市内の幼児教育の主軸であり、夕刻までの預かり保育、送迎サービス、給食の提供などを実施する園が増えている。	■預かり保育などの保育を補完する事業について継続し、多様なニーズに応えていく。 ■平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園については幼稚園の意向を踏まえながら、国・都の動向を注視していく必要がある。	保 育 課
⑩ 延長保育	■保育園の基本の開所時間は11時間だが、就労形態の多様化、長時間の通勤等に対応するため日野市内の保育園全園で1～2時間の延長保育を実施している。	■現在の事業を引き続き継続し、保護者のニーズに応えていく。	保 育 課
⑪ 病児・病後児保育	■保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により、病氣中や病氣の回復期にある0歳から小学校3年生までの子どもで家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育をする施設。	■平成27年4月に病児保育室を1か所開設し、病児・病後児保育室1か所、病児保育室1か所、病後児保育室1か所の合計3か所で実施していく。 ■今後の開設については、利用率等を考慮して検討する。	保 育 課
⑫ ファミリー・サポート・センター事業	■手助けが必要な方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）を登録（無料）して組織化し、様々な援助活動で助け合う有償ボランティア活動。 ■主な活動：「保育援助」「妊産婦援助」「家事援助」「高齢者援助」 ■会員の状況（平成25年度） ①保育援助 提供会員 630 名、依頼会員 6,044 名 両方会員 150 名 ②妊産婦・家事・高齢者援助 提供会員 554 名、依頼会員 4,638 名 両方会員 115 名	■事業のさらなる周知により市民の相互援助活動に関わる会員を増やすとともに、ニーズの多様化等に対応するため、提供会員の資質の向上と対応力強化に努める。	子 ども 家庭支援 センター



(1) 多様な保育の場づくり (2) 保育の質の向上

事業	内容	方向性	担当課
⑬ トワイライトステイ	■家族の入院、残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かる事業。 ■事業概要 場所：多摩平の森ふれあい館2階 時間等：18時～22時 月～土 ※日曜・祝日・年末年始は未実施。 対象：1歳～小学校3年生まで。	■この事業の利用の主な理由は保護者の就労や傷病等であり、共働き家庭の増加に伴い、夕方から夜にかけての一時預かりは今後も利用ニーズが見込まれる。現体制を維持、継続実施し、積極的に周知を行っていく。	子ども家庭支援センター
⑭ ショートステイ	■家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業。 ■事業概要 対象：2歳～小学校6年生まで。 利用日数制限：1利用につき7日間まで。	■子どもの養育が一時的に困難となり、宿泊を伴う一時預かりが必要な世帯は多く存在する。必要とする方が利用しやすい事業となるよう、利用者からの意見、要望を聞き取ると共に、積極的に周知も行っていく。	子ども家庭支援センター
⑮ 一時保育	■育児疲れ、通院、出産等の理由により、乳幼児を一時的・緊急的に預かる事業。 ■事業概要 対象児童：生後3か月～就学前まで。 利用時間：0歳児 月・火・木・金 9時～16時30分 1歳～就学前まで 月～土 (民間保育園は月～金) 8時30分～17時 (超過保育あり) ※祝日・年末年始は未実施。	■就労形態の多様化やリフレッシュ等により、一時保育の利用は、今後も多く見込まれる。平成26年度より減免制度を導入し、より利用しやすい事業とした。0歳児専用の施設を含め、現在市内7か所で実施し、利用ニーズを充足する定員数は確保しているが、今後も現状維持、継続実施し、積極的に周知を行っていく。	子ども家庭支援センター
⑯ 休日保育	■認可保育園の休園日である、日曜日・祝日・年末(12/29・30)にも就労等により保育が必要な家庭のための事業。	■市内1か所の実施でニーズ量は確保できているため、今後も継続して実施する。	保育課
⑰ 夜間保育	■保護者が仕事などの理由で夜間に家庭での保育ができない場合に保育を実施する事業。	■延長保育及びトワイライトステイにより需要を満たしているため実施しない。	保育課

 施策の方向(2) 保育の質の向上

諸外国の研究結果によると、子どもと保育者の人数比率やグループ規模、保育者の専門性は、子どもの健やかな発達と密接に関わっており、保育の質を構成する重要な要素と言えます。今後、保育の質を確保するためには、法令などで示されている基準に従うとともに、保育士資格者を確保することが必要となっています。また、保育需要の拡大に伴い問題となっている保育士不足への対応としても、労働条件や待遇の改善などにより人材確保に努めることも必要です。

保育の量的な拡充や多様なサービスの充実を図る中で、運営主体も公的なものから民間へと移行しています。そうした中で、保育の質を維持し、さらには向上を図っていくためには、福祉サービス第三者評価制度など、チェック機能も充実していく必要があります。

第5章 個別施策の展開

I－方針1)

(2) 保育の質の向上

事業	内容	方向性	担当課
① 第三者評価の実施	■事業者のサービスの質の向上と、利用者のサービス選択の参考とするため、公正・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質を評価するもの。 ■原則として3年に1回以上評価を行うことが求められている。 ■継続して実施することで、事業所の最新の情報を利用者に提供することや、絶えずサービスの質の向上を図っていくことができる。	■民間保育園等においては、福祉サービス第三者評価の定期的な受審が定着の傾向にあるため、引き続き実施し、保育の質を向上させるよう求めている。	保 育 課
② 保育園の機能の充実	■日野市全体の保育園の機能を地域で活用するために、園庭や行事を地域に開放、また、講座や体験保育、保育園児以外の育児相談等の地域における子育て支援も重視していく。	■各保育園が特色ある活動を通して保育の充実を図ると共に食育・自然観察、身体づくり、日本伝統・伝承遊びなどに取り組み、地域の子育て支援事業を行う。	保 育 課
③ 保育士の研修・交流など	■保育士の研修については、市主催の全体研修、東京都主催研修、保育園内研修及び外部研修受講などを行っている。 ■全体研修は公立保育園・民間保育園・認証保育所の職員を対象としており交流を図っている。	■民間保育園と公立保育園の交流事業を通じて「子育てしたいまち、しやすいまち日野」を目指す。 ■保育の向上を図るために、研修、子ども・職員の相互交流、地域のネットワークづくりの3本を柱に事業を進める。	保 育 課





施策の方向（3）地域の子育て支援拠点の強化

在宅で子育てをする家庭に寄り添う子ども家庭支援センターや児童館などの子育て支援拠点施設では、子育て中の親など保護者が孤立することのないよう、コーディネート機能、相談機能、サポート機能を拡充し、悩みなどが気軽に相談でき、ストレスや不安が解消できる場として充実を図ります。同時に、東京都が実施している「赤ちゃん・ふらっと事業」のように、乳幼児と保護者が安心して利用するための環境整備として、授乳室やおむつ替えなどができるスペースを確保し、利用者にわかりやすく表示する取り組みも必要です。

その結果として、利用者間において自然に結びつきが生まれ、子育て仲間の輪が広がっていくことで、笑顔があふれる地域の姿を目指します。

事業	内容	方向性	担当課
① 地域子ども家庭支援センター	■多摩平、万願寺の2か所の地域子ども家庭支援センターとして、地域の子育て拠点及び子育てひろばの運営、相談事業、各種子育て啓発事業、地域の子育てサークルの支援を行う。	■子ども家庭支援センター直営の子育てひろばとして、市内22か所の子育てひろばの基幹的役割を担っていく。それぞれの地域の子育てひろばの見本となるような子育てひろば事業、相談事業、子育て啓発事業を積極的に実施していく。 ■解決困難な相談、専門的な知識を必要とする相談は、子ども家庭支援センター（高幡本部）との連携を図り、個別対応につなげていく。 ■保護者の自主的な地域の組織化の啓発として、子育てサークルの立上げや活動の支援を積極的に行っていく。	子ども家庭支援センター
② 子育てひろば	■乳幼児と保護者が気軽に集い、語り合い、交流できる場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させ、親子が安全に安心して過ごせる場を提供する事業。 ■地域の子育て支援拠点施設として、市内に22か所設置。（平成27年3月現在）	■親子の居場所としての機能を大切にしながら、虐待予防、養育相談の最前線としての機能も担っていく。	子ども家庭支援センター

第5章 個別施策の展開

I－方針1)

(3) 地域の子育て支援拠点の強化

事業	内容	方向性	担当課
③ 児童館	■地域の子どもたち(0歳から18歳未満)の遊びや活動の援助と、地域の子育て支援、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした施設。 ■子どもたちにとって身近で安心安全な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする事業を実施するなど、地域の子育て・子育て支援の活動拠点である。 ■事業概要※平成26年度時点 ①施設数 合計10館(内指定管理2カ所) 基幹型 3館 地域型 7館 ②開館日 月～土 (日曜、国民の祝日、年末年始は休館) ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらなっとは火曜日から日曜日(月曜、国民の祝日、年末年始は休館) ③開館時間 9時30分～18時 ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらなっとは9時30分～19時 ④利用対象者 市内の18歳未満の児童、及びその保護者	■児童館は、子ども・子育て支援新制度の枠組みには規定されていないが、これまで以上にその果たす役割が重要となる。 ■学童クラブ、ひのっちとともに、小学生の放課後を支えていく。 ■子どもや子育て支援に関する幅広い情報を集約し、分かりやすい情報発信を行う利用者支援の充実を進める。 ■事業の充実を図り、生まれる前から大人まで対象とした、地域の子育て・子育て支援の活動拠点としての機能強化を進める。 ■基幹型児童館は、地域の子育て・子育て支援の中核を担う総合施設として位置づける。 ■地域型児童館は、第4次行財政改革大綱を踏まえ、指定管理者制度への移行等の検討を進めながら、より身近な児童館として、子育て・子育ての支援を充実させる。	子育て課
④ 放課後子ども教室「ひのっち」	■地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを提供していくことを目的として、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所を提供する事業。 ■放課後、学校内の教室・校庭・体育館などに安全管理員(ひのっちパートナー)を配置し、安全な遊び場環境を提供する。さらに、学習アドバイザーによる学習プログラムを行っている。 ■地域の人材であるひのっちパートナー、学習アドバイザーの協力を得ながら、子どもたちの「仲間づくり」の場として、また、地域の高齢者と子育て世代が関わり、「三世代で取り組む子育て」「人と人が支えあう輪づくり」の場となっている。 ■開始年月 平成19年6月	■平成26年2月に実施した「ひのっちニーズ調査」の結果を踏まえ、保護者ニーズの最も高かった夏休み開催を平成27年度より4校にて試行。 ■その上で、長期休業期間中の開催実施及び学校数などについても検証を行っていく。 ■さらに地域の方々の協力を得やすくするための短時間ボランティア制度のアシストパートナー制度の確立を図っていく。	子育て課

事業	内容	方向性	担当課
⑤ 駅前ミニ子育て 応援施設 「モグモグ」	■市民ワーキンググループによるカフェ方式の子育てひろばの提案を市が具体化した事業で、学童クラブ終了後の夜間の児童育成を加えて平成19年度から行っている。 ■子育てひろば事業 ①内容：飲食物を有料で提供し各種イベントを実施する等、乳幼児とその保護者が気軽に集える子育てカフェの運営を行っている。 ②開設日 月～金、第3土曜日 ③開設時間 10時～16時 ランチタイム 11時30分～13時 ■児童育成事業 ①内容：通常の学童クラブ終了後、児童育成を行うことで、共働き家庭に安心・安全な子どもの居場所を提供する。夕食も提供し、食生活のリズムの確立、食育へのきっかけ作りとなっていく。 ②開設日 月～土（祝祭日を除く） ③開設時間 17時45分～21時	■昼間の子育てカフェは、手軽に軽食等を楽しみながら乳幼児親子がくつろげる子育てひろばであり、子育て中の母親を孤立させないよう乳幼児親子が集える場、子育ての悩みを相談できる場として、今後も運営を継続する。 ■夜間の児童育成は、学童クラブの育成時間拡大を検討する中で、今後の方向性を検討する。	子育て課



方針2) 子育てを励ます人と場づくり

施策の方向(1) 市民による子育て支援の輪づくり

事業

- ①市民参加での居場所づくり
- ②子育てサークルへの支援
- ③子育てパートナー事業
- ④さんぽぽひろば事業

p.67

p.68

施策の方向(2) 子育て相談・支援の充実

事業

- ①乳幼児健康相談事業
- ②乳幼児歯科相談事業など
- ③相談支援事業
- ④子どもと家庭の総合相談
- ⑤育児支援家庭訪問事業
- ⑥利用者支援事業

p.68

p.69



施策の方向（1）市民による子育て支援の輪づくり

少子化や核家族化の進行、地域の人間関係が希薄化している中、子育ての悩みを打ち明ける相談相手が身近に少なく、子育てに不安を抱える親など保護者が増加しています。

親など保護者にとって、より身近な地域の中で子育てを励まし、支えあう人間関係を構築する場づくりがよりいっそう必要になっています。親など保護者が安心して地域で子育てをするためには、同じ趣味を持つ仲間が集うことや、子どもの年齢が近い同士での話など、悩みや思い、時には感動を共有することが有効な手段となります。

さらに、親など保護者の子育てをバックアップするためには、行政、NPO法人、子育て経験者や専門家、地域の高齢者など、様々な機関や人材が連携・協力していくことが不可欠となります。

事業	内容	方向性	担当課
① 市民参加での居場所づくり	■市民の参加による「子育てパートナー事業」は、万願寺交流センターや南平(出張ひろば)等様々なかたちでの居場所づくりを行っている。 ■市民参加により作成されたひのっ子すくすくプラン(前期・後期)および市民の森ふれあいホール利活用指針・管理運営指針に基づき、子どもの居場所づくり、遊びを通じた育ちと体験の場づくりとして「共に生き互いに育てあうまちの実現」に向け、ふれあいホールと仲田公園(自然体験広場)を一体的な活用を行うことを目的とする。 ■【集会室1-2の活用】 (平成25年度実績) 登録団体数 24 団体 利用日数 241 日 利用者団体 536 団体(延べ) ■【集会室1-2・仲田の森蚕糸公園の活用】(平成25年度実績) 「なかだの森であそぼう!」の開催 開催:60回 参加:6,802人(延べ)	■市民が、子育て支援に積極的に関わられるよう人材の育成、確保を行い、居場所づくりを継続していく。 ■第5次日野市基本構想・基本計画(2020プラン)では、「心ふれあうコミュニティづくり」として「市民間の交流の促進」を施策の展開に位置づけ、「市民の森ふれあいホールの利活用を促進し、市民交流の活性化に努める」等に鑑み、引き続き市民交流の活性化を図る。 ■子どもを中心に捉え、市民・地域・まち全体が活性化するための拠点に位置づける。 ■緑と清流課と連携して、仲田の森蚕糸公園の活用を検討していく。	子ども家庭支援センター・子育て課
② 子育てサークルへの支援	■子どもとその保護者が定期的に集まって、一緒に遊びながら友達づくりをしたり、情報交換をしたり、悩みを相談しながら「子育てを共にしていこう」とする地域の自主的な子育てサークル活動を支援していく事業。	■子育てサークルや子育て支援グループの活動を継続的に支援していく中で、情報交換の場や交流の場を設定していく。 ■子育てサークルが必要と思われる地域に子育てサークル立上げの支援を行っていく。	子ども家庭支援センター

第5章 個別施策の展開

I－方針2)

(1) 市民による子育て支援の輪づくり (2) 子育て相談・支援の充実

事業	内容	方向性	担当課
③ 子育てパートナー事業	■子育て支援者や協力者の人材育成と市内子育て関連施設でのボランティア活動等の人材育成のため、子育て支援者の養成講座を実施する。	■子育て支援者養成講座の継続と充実が、市内の子育て支援に係る人材の量と質の確保や子育てひろば等でのボランティア活動の登用につながるよう進めていく。	子ども家庭支援センター
④ さんぽっぼひろば事業	■自然に囲まれた環境の中で子育て支援を行う事業。 ■3歳児を対象とした幼児教室や子育て支援啓発事業等を市民の手により実施することで、地域の子育て支援を行う。	■集団体験の場として、3歳児を対象とした幼児教室や子育て支援啓発事業等を市民の手により実施し、市内南部地域の子育て支援の拠点として継続実施していく。	子ども家庭支援センター



施策の方向(2) 子育て相談・支援の充実

核家族化や都市化の進行の中で、家庭や地域における人間関係の希薄化や個人の価値観の多様化など様々な要因が複雑に絡み合い、複合的に生じていることが多くなっています。

多様なニーズに応えるため、様々な子育て相談や支援が行われていますが、逆に、複雑化してしまう傾向もあります。保護者として、「相談したいことや不安なことがあっても、どこに、どうやって聞いたらいいのかわからない・・・」という声もあがっています。

これからの子育て相談・支援については、わかりやすく、気軽に相談できる環境整備と同時に、相談内容の複雑・深刻化への対応として、より高度で専門的な環境整備が求められています。

事業	内容	方向性	担当課
① 乳幼児健康相談事業	■「育児全般に関する気がかり」や「子育てをめぐる母親自身の不安や悩み」を抱えながら育児をしている保護者に対して相談支援を行い、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進につなげていく。	■育児中の保護者を対象としているが、妊婦が産院以外で気軽に相談できる場が少ないため、今後妊婦にも対象を広げるとともに、子育て中の者同士や子育て経験者との顔の見えるつながりの場ともなるため、今後も継続していく。	健康課
② 乳幼児歯科相談事業など	■日野市歯科医会の協力のもと、乳幼児歯科相談、1歳6カ月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査等を実施。 ■私立の幼稚園・保育園の保護者や職員を対象に歯科医師によるむし歯予防講習会を実施。	■健診時の判断により、個別の対応が望ましい児童に対しては、個別相談等にて支援を行う。 ■乳幼児のむし歯予防のため、地域の幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携をより強化する。	健康課

第5章 個別施策の展開
I－方針2)
(2) 子育て相談・支援の充実

事業	内容	方向性	担当課
③ 相談支援事業	■日野市発達・教育支援センター（エール）にて、0歳から18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関からの相談を実施。一般相談、発達相談、教育相談、就学入級転学相談、医療相談等を実施。	■0歳から18歳まで、切れ目のない相談支援体制を確立していく。	発達支援課
④ 子どもと家庭の総合相談	■子ども家庭支援センターにて、子どもと家庭に関する相談を受ける事業で、児童虐待、障害、非行、育成等様々な相談を受けている。また、市内22か所ある子育てひろばの相談事業の統括の役割を担う。 ■個人だけでなく、学校、保育園、幼稚園等の子育て関連機関からの相談も受け、個別対応をする中で、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のネットワークを生かした対応を行い、子ども家庭支援ワーカーが調整役として対応をしていく。	■子育て相談が増え続けている中、妊産婦、0歳から18歳までの子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■個人だけでなく、他の子育て関連機関で解決困難な相談にも積極的に対応していく。困難なケースについては、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが、各関連機関と連携し、関係機関間の調整役としての機能を強化していく。 ■児童虐待相談及び心理相談等専門的な相談の対応も強化していく。	子ども家庭支援センター
⑤ 育児支援家庭訪問事業	■養育に不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に「育児技術訪問指導員」または「家事育児支援ヘルパー」を派遣し、子育ての孤立化を緩和し、子育てに自信を持ち、要支援家庭が安定した児童の養育を行えるよう支援していく。	■訪問支援について、さらなる充実を図っていく。また、潜在的に支援を必要としている家庭について把握し、支援の漏れがないようすくいあげる体制づくりを進めていく。	子ども家庭支援センター
⑥ 利用者支援事業	■子ども及びその保護者が様々な子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用等できるよう、身近な場所で情報提供や相談、援助を行う事業。	■子育て情報サイトをはじめとする利用者支援情報収集、集約及び提供体制の拡充を図る。 ■市役所あるいは市内の子育て支援関連施設において、相談者のニーズにあった市内の子育て情報を提供し、個別に相談や援助をしていく。	子ども家庭支援センター





方針3) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり

施策の方向(1) 安心して出産し、育児ができる支援

事業

- | | | |
|-------------------|---|------|
| ①妊婦訪問指導 | } | p.71 |
| ②妊婦健康診査 | | |
| ③乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん訪問) | | |
| ④産前産後ケア | | |
| ⑤乳幼児健康診査 | } | p.72 |
| ⑥乳幼児発達・経過観察健康診査 | | |
| ⑦保育園での妊婦受け入れ | | |
| ⑧周産期ネットワーク体制の充実 | } | p.73 |
| ⑨親の子育て力向上支援講座 | | |

施策の方向(2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実

事業

- | | | |
|-----------------|---|------|
| ①ママパピクラス | } | p.73 |
| ②妊産婦とその家族への食育推進 | | |
| ③母子健康手帳の交付 | } | p.74 |
| ④子育て情報の発信 | | |



施策の方向（1）安心して出産し、育児ができる支援

妊娠中や出産時期の母親の心身の健康状態は、その後に続く子育てにも大きく影響することから、妊娠中から母親自身の健康への意識を高めるとともに、出産後の母体の回復促進やストレス、うつ病へのケアなど、必要に応じて心身両面から適切に支援していくことが重要です。とりわけ、出産後の支援が必要と懸念される妊産婦については、関係機関が密接に連携しながら、妊婦から出産を通じて継続的に支援していく必要があります。また、深刻な問題になっている子どもの虐待や思春期における問題行動などは、子育て不安や親子の心の問題に起因するところが多いと考えられ、妊娠中から子育てに関する情報提供や妊婦相互の交流機会を充実するなど、子育てへの準備を支援していくことも重要です。

事業	内容	方向性	担当課
① 妊婦訪問指導	■母子健康手帳申請時にアンケートを記入してもらい、支援を必要とする妊婦を抽出後、地区担当保健師により電話・面接・訪問等により支援を行う。	■妊婦早期支援介入として継続していく。	健康課
② 妊婦健康診査	■妊娠の届け出をされた方に、都内医療機関で利用できる妊婦健康診査受診票（14回分）及び妊婦超音波検査受診票を交付する。妊婦健康診査の際に使用することで、項目に応じ上限額まで公費負担をする。 ■受診票を使用できない助産所・都外医療機関での受診については、申請に基づき助成金を交付している。	■母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。	健康課
③ 乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	健康課
④ 産前産後ケア	■親族等の支援が受けられない産前産後の妊産婦がいる家庭に対し、家事育児支援ヘルパーを派遣し、安心して母子関係を築けるように支援をする事業。	■産前産後の妊産婦は精神的にも身体的にも不安定になり、安心して母子関係を築くための支援が必要である。親族等の支援が受けられない家庭に対し、産前産後に特化したヘルパー派遣の支援を行うしていく。	子ども家庭支援センター

第5章 個別施策の展開

I－方針3)

(1) 安心して出産し、育児ができる支援

事業	内容	方向性	担当課
⑤ 乳幼児健康診査	■ 3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施。 ■ 上記3つの健診対象者に対して、未受診の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開している。 ■ 上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させている。	■ 未受診把握率の更なる向上と受診率向上を目指す。 ■ 未受診者への受診勧奨のための個別支援を実施。また未把握児については子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させることにより更なる受診率の向上ときめ細やかな育児支援を目指す。	健康課
⑥ 乳幼児発達・経過観察健康診査	■ 発達健診 一般健診の結果、主に運動発達遅滞等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学的立場から、発達に重点をおいた相談を行い、障害の早期発見を図るとともに、適切なフォローを行い保護者の心理的・物理的負担を取り除くことを目的に実施している。 ■ 経過観察健診 一般健診の結果、要経過観察とされた者について、次の2点を目的に実施している。 ① 定期的な健診を通し、健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努める。 ② 精密検査を要するほどではない問題点について、直ちに医療機関を受診させるのではなく、身近な市町村で経過観察を行うことで、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。	■ 発達健診 身近で相談できる場として継続していく。 ■ 経過観察健診 市町村という身近で保護者に負担の少ない場で、乳幼児の成長を経過的に確認、相談できる場として継続する。	健康課
⑦ 保育園での妊婦受け入れ	■ 初妊婦に対し、保育園が子育て経験の機会を提供し、子育てへの期待・希望が持てるようにするため、公立保育園4園で、初妊婦の保育体験受け入れを行っている。 ■ 0歳児と遊んだりおむつ交換や食事の様子を見学する等に加え、子育て相談に応じている。	■ 今後も継続し、保育園の特性を活かして、気軽に子育て相談ができる場となり、地域との結びつきが深まるよう積極的に取り組んでいく。	保育課
⑧ 周産期ネットワーク体制の充実	■ 地域で母親が安心して出産、育児が営めることを目的とし、市内産科医、助産院を対象とし、「育児サポート連絡票」の有効活用により、要支援家庭への、早期介入、切れ目のない支援を実施していく。	■ 周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。	健康課

(1) 安心して出産し、育児ができる支援 (2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実

事業	内容	方向性	担当課
⑨ 親の子育て力向上支援講座	■参加型の講習会(※NP、※ACT、ベビーマッサージ)等を実施し、子どもを持つ親自身の“子育て力”の向上を目的とする事業。 ■具体的には、養育に関すること、子どもとの関わり方、地域との関わり方や行政サービスの利用方法等、子育てに関わる総合的な力を養うための事業。	■子育て力を向上することにより、親としての自信や、子育てへの自信、子どもとの良好な関係の構築、また地域とのつながりによる社会からの孤立化の防止等を図っていく。	子ども家庭支援センター

※NP (Nobody's Perfect)

カナダ発祥の「親学習プログラム」で、グループで話し合う中で自分に合った子育ての仕方を学ぶプログラム。

※ACT (Adult and Children Together Against Violence)

アメリカ心理学会が開発した、暴力・虐待防止を目的に親自身の感情に着目することをテーマにした子育て支援プログラム。

施策の方向 (2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実

核家族化など世帯規模が縮小し、地域のつながりが希薄化する中で、子育てのノウハウを経験者から次代の親へと伝えることが困難になり、子育てに何らかの不安感や負担感を抱く保護者が増えています。

妊娠中や出産時期の子どもと母親の健康を守ることは、生涯を通じた健康の基盤となり、健やかな子育ての出発点ともなります。また、出産年齢の上昇などにより、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にある一方で、健康診査を受診しない妊婦も少なからずいます。妊婦の健康管理を充実していく必要があります。

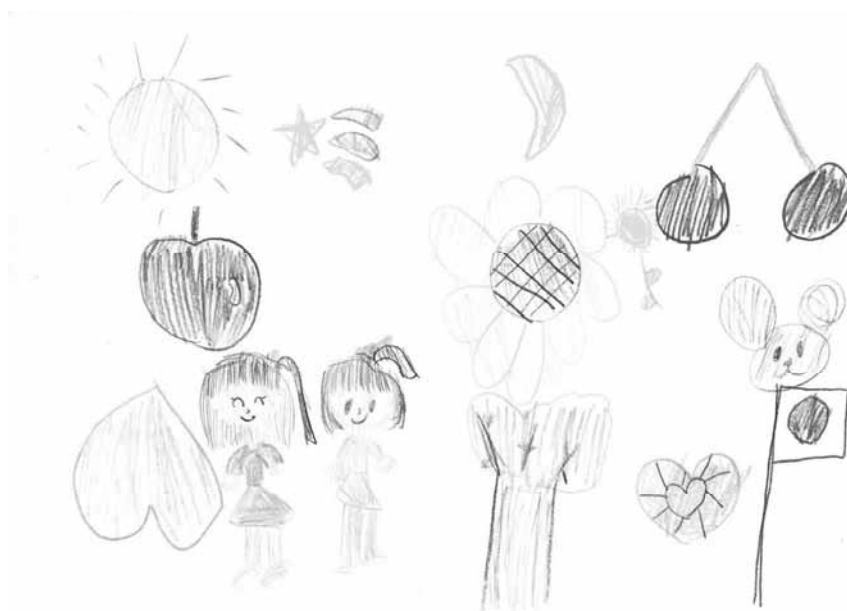
事業	内容	方向性	担当課
① ママパパクラス	■安心して妊娠、出産を迎えられるように、ママとパパを対象に妊娠・出産・育児についての教室を開催。地域での子育て仲間をつくることを重点に置いた内容。 ■平日保健コース、栄養コース、歯科コース、休日沐浴コース、休日保健コースを実施。 ■入浴コースでは、赤ちゃんの泣きの理解と対処法のDVDを取り入れたり、パパ同士の交流時間を設ける等、父親教育にも重点を置いている。	■安心して妊娠・出産を迎え、日野市で楽しく育児ができるよう継続していく。	健康課
② 妊産婦とその家族への食育推進	■ママパパクラス(両親学級)の参加者を対象とし、より良い食生活についての意識と理解を促し、実践ができるよう、「栄養コース」を実施。 ■妊産婦とその家族を対象に、わかりやすい栄養相談などを行う。	■食生活や健康に対する意識の高い妊産婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	健康課

第5章 個別施策の展開

I－方針3)

(2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実

事業	内容	方向性	担当課
③ 母子健康手帳の交付	■妊娠の届出をされた方に、母子健康手帳を交付する。出産前後の相談等を気軽に受けられるよう、健康課窓口、各児童館、子ども家庭支援センター（高幡）、市役所市民窓口課、七生支所、豊田駅連絡所で交付をしている。	■様々な場所で配布することにより市民の利便性向上を図るとともに、各児童館が身近な場所となるよう継続していく。	健康課
④ 子育て情報の発信	■子育てに関わる様々な情報を、ホームページ、子育て情報サイト、子育て情報冊子「知っ得ハンドブック」、地域子育てイベント情報紙「地域活動子どもカレンダー」等様々な方法で発信し、子育て家庭や子育てに携わる機関、支援者等の情報収集・サービス利用に役立ててもらう。	■「地域活動子どもカレンダー」、「知っ得ハンドブック」による情報提供に加え、新たに「子育て情報サイト」を立上げ、主に電子媒体から情報を収集する保護者ニーズに合わせた情報発信を充実させていく。	子ども家庭支援センター



方針4) ゆとりをもって子育てするための環境づくり

施策の方向(1) 子育て世帯への経済的支援

事業

- | | |
|----------------------|--------|
| ①児童手当 | } p.76 |
| ②子ども医療費の助成 | |
| ③認証保育所など入所児童の保護者への補助 | } p.77 |
| ④私立幼稚園園児の保護者への補助 | |
| ⑤就学援助 | |
| ⑥奨学金 | |

施策の方向(2) 男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり

事業

- | | |
|-------------------|--------|
| ①特定事業主次世代育成支援行動計画 | } p.78 |
| ②日野市男女平等行動計画の推進 | |



第5章 個別施策の展開

I－方針4)

(1) 子育て世帯への経済的支援

施策の方向（1）子育て世帯への経済的支援

子どもを養育している家庭においては、精神的、身体的な支援もさることながら、経済的支援の必要性が増しています。このことは、児童のいる世帯の65.9%が「苦しい」（平成25年度の国民生活基礎調査）と答えていることや、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数が理想とする子どもの数を下回る理由として、夫婦の約6割が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げていること（国立社会保障・人口問題研究所第14回「出生動向基本調査」2010年実施）などがあります。

実際の費用としては、子ども1人あたりに必要な年間子育て費用が、未就学児のうちは約104万円、小学生では約115万円、中学生では約155万円となっています（平成21年内閣府「インターネットによる子育て費用に関する調査」）。また、幼稚園から大学までの学校教育費が、全て国公立の場合約1,000万円、全て私立の場合約2,300万円かかるとされています（平成21年度文部科学白書）。

子ども・子育て支援新制度においては、社会全体で子育てを支えるという観点があり、子育てをする家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援するため、子どもや家庭の状況に応じて、子育てに伴う経済的支援に努めていきます。

事業	内容	方向性	担当課
① 児童手当	■中学校修了前（15歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している父母等の主たる生計者に児童手当を支給。 ■児童1人につき、所得制限限度額未満の者の支給月額額は3歳未満15,000円、3歳以上小学校修了前（第1子、第2子）10,000円、3歳以上小学校修了前（第3子以降）15,000円、小学校修了後中学校修了前10,000円、所得制限限度額以上の者の支給月額は特例給付として5,000円。 ■支給時期は6月、10月、2月にそれぞれ4か月分を支給。	■児童手当法による国の制度であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。	子育て課
② 子ども医療費の助成	■医療保険の加入要件に該当し、所得制限の範囲内の者で、6歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの義務教育就学期にある児童を養育する者に子ども医療証を発行し、該当乳幼児・児童の受診時に保険診療の一部負担金（の一部）を助成。 ■日野市では乳幼児医療証の所得制限はなし。	■乳幼児医療費助成事業実施要綱、義務教育就学児医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。現状、乳幼児医療助成は市単独で所得制限なしの取り扱いとしている。 ■所得制限、助成範囲等について、東京都の動向を踏まえ、充実に向けて調査研究に努める。 ■条例等に基づいたより一層適正な助成に努め、乳幼児・児童の保健・福祉の向上を図る。	子育て課

第5章 個別施策の展開
I－方針4)
(1) 子育て世帯への経済的支援

事業	内容	方向性	担当課
③ 認証保育所など入所児童の保護者への補助	■ 認証保育所等に児童を入所させている保護者に対し、補助金を交付する。 ■ 保護者の負担を軽減し、児童の健全な育成に寄与することを目的としている。	■ 今後の認証保育所制度の動向に注視しながら、財政状況により、所得等に応じた補助の方法等について検討していく必要がある。	保 育 課
④ 私立幼稚園園児の保護者への補助	■ 私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し補助金を交付する。 ■ 保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的としている。 ■ 都制度の私立幼稚園等園児保護者補助金、国制度の私立幼稚園就園奨励費補助金、市単独制度の私立幼稚園等入園金補助金を交付している。	■ 今後も継続していくが、平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園について、今後のあり方についての国・都の動向を注視していく必要がある。 ■ 同時に、国の幼児教育無償化の方針についての動向をうかがいながら保護者の負担軽減の方法について検討していく。	保 育 課
⑤ 就学援助	■ 経済的理由により小・中学校への支払いが困難な家庭に対し、学校で必要とする費用の一部を援助する。 ■ 学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業記念アルバム代については、市内に住所を有し、学校教育法第1条に規定する学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象。 ■ 医療費、給食費は、市立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象となる。 ■ 対象者は、次のいずれかにあてはまる家庭 ① 生活保護受給中または昨年度以降生活保護の停止・廃止を受けた。 ② 昨年度、市都民税が非課税。 ③ 児童扶養手当受給中。 ④ 経済的理由で子どもの教育費に困っている。※所得制限あり。	■ 保護者の負担軽減を図るために、今後も制度を継続していく。	庶 務 課
⑥ 奨学金	■ 市内に住む経済的理由により修学が困難な高校生を援助し、教育上の機会均等を図るため奨学金を支給している。この奨学金は返済の必要はなし。 ■ 申請方法は、募集期間に申請書等必要書類を提出し、選考審査会に諮って決定する。選考にあたっては、所得制限があり。 ■ 前学年時における学習意欲・生活態度などにより選考している。	■ 高校の授業料無償化などの施策が展開されてはいるが、まだ支援としては不十分である。経済的な理由で意欲のある学生の就学機会を奪うことのないように、また保護者への負担軽減を図るためにも、今後もこの制度を継続していく。ただし、国の施策の動向次第では、制度の継続・変更も視野に検討を重ねていく。	庶 務 課

第5章 個別施策の展開

I－方針4)

(2) 男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり



施策の方向（2）男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり

近年、働く女性が増え、共働き世帯も増加している中、依然として、女性労働者が結婚や出産、子育てを機に離職する傾向がみられます。女性が働き続けられる社会の実現は、少子化の改善にもつながっていくと考えられます。今後、少子化による生産年齢人口の減少が見込まれる中で、女性が意欲と能力を発揮して活躍できる社会を実現することは、都市の活力を高めるうえでも重要な課題です。男女ともに自分らしく豊かに過ごすことができるよう、仕事と生活の調和の実現に向け、行政はもとより、企業や地域などと連携して社会全体で取り組みます。

事業	内容	方向性	担当課
① 特定事業主次世代育成支援行動計画	■次世代育成支援対策推進法は、我が国の急速に進む少子化に対し、政府・地方公共団体・企業等が一体となった取組を進めていくとしており、日野市は、行政機関としての立場から「地域における子育て支援の充実」等を図ると同時に、職員を雇用する一事業所としての立場から、自らの支援計画の策定を求められている。 ■次世代を担う子どもたちが健やかに育つため、職員の性別や年代等にかかわらず、職場全体で職員が安心して仕事と子育ての両立を図ることができる職場環境の構築に取り組み、更に職員一人ひとりが子育て、そして次世代育成支援対策を自分自身に関わることで理解し、真に子育てしやすいものとなるよう、本計画を策定し推進していく。 ■「日野市特定事業主行動計画（日野市役所の行動計画）」は、平成22年度から後期計画をスタートさせている。	■次世代育成支援対策推進法は平成17年度から平成26年度までの10年間の時限法であったが、同法の10年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立しており、日野市においても第2期となる計画を策定し、更なる次世代育成支援を推進していく。	職員課
② 日野市男女平等行動計画の推進	■第三次男女平等行動計画（計画年度：平成28～32年度）を平成27年度末までに策定する。 ■策定にあたっては、男女平等の視点から子育てしやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランスに関する事項等を盛り込み、実態に即した計画をつくる。 ■男女平等推進委員会及び男女平等行動計画評価委員会を開催し、計画の推進と検証を行う。 ■男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV被害者の民間シェルター運営費補助事業等を実施し、子育て支援につなげる。	■男女ともに家庭、地域、職場等の様々な分野で自己実現ができる男女共同参画社会を目指す。	男女平等課

方針5) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

施策の方向(1) 児童虐待防止への取り組み

事業

- | | | |
|--|---|------|
| ①児童虐待への対応 | } | p.80 |
| ②児童虐待防止の啓発 | | |
| ③日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会
(要保護児童対策地域協議会) | | |
| ④健康課との連携強化 | } | p.81 |
| ⑤虐待防止マニュアルの活用 | | |
| ⑥養育家庭啓発活動 | | |

施策の方向(2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

事業

- | | | |
|---------------------|---|------|
| ①母子・父子自立支援員の相談体制の充実 | } | p.82 |
| ②情報提供の充実 | | |
| ③ひとり親支援セミナー | | |
| ④母子・父子自立支援プログラム策定事業 | | |

施策の方向(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

事業

- | | | |
|---|---|------|
| ①母子生活支援施設入所支援 | } | p.83 |
| ②母子家庭等自立支援給付金
(教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等) | | |
| ③求職活動中の一時保育料の免除 | | |
| ④母子及び父子福祉資金の貸付 | | |
| ⑤離婚直後等のひとり親への住宅支援 | | |
| ⑥児童育成手当 | } | p.84 |
| ⑦児童扶養手当 | | |
| ⑧ひとり親家庭医療費助成制度 | | |
| ⑨ひとり親家庭ホームヘルプサービス | | |

施策の方向(4) 不登校・ひきこもりの子への支援

事業

- | | | |
|----------------------|---|------|
| ①不登校やひきこもりの子の居場所づくり | } | p.85 |
| ②不登校の子どもたちの教室「わかば学級」 | | |
| ③学校登校支援 | | |
| ④スクールソーシャルワーカー(SSW) | | p.86 |